

医療安全調査委員会（仮称）への届出範囲（案）

医療安全調査委員会（仮称）へ届け出るべき事例は、以下の①又は②のいずれかに該当すると、医療機関において判断した場合としてはどうか。（①及び②に該当しないと医療機関において判断した場合には、届出は要しないとしてはどうか。）

- ① 誤った医療を行ったことが明らかであり、その行った医療に起因して、患者が死亡した事案。（その行った医療に起因すると疑われるものを含む。）
- ② 誤った医療を行ったことは明らかではないが、行った医療に起因して、患者が死亡した事案（行った医療に起因すると疑われるものを含み、死亡を予期しなかったものに限る。）。

【届出に関する判断】

届出に関しては、以下の流れ図に沿って医療機関において判断する。

